
プロジェクト 実務対応

－権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権
の企業における会計処理の検討

項目 経過的な取扱い等

本資料の目的

1. 本資料は、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理についてより理解を深めるため、仮に企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）又は企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）の適用範囲に含める場合、各会計基準等を改正するときの経過的な取扱いについて審議することを目的とする。

なお、本件については、第325回企業会計基準委員会及び第78回専門委員会において審議しており、本日は、それらにおける議論を踏まえて改めて検討を行う。

経過的な取扱いの検討

（仮に権利確定条件付き有償新株予約権を複合金融商品適用指針の適用範囲に含める場合）

2. 権利確定条件付き有償新株予約権について、仮に複合金融商品適用指針の適用範囲に含めるために当該会計基準等を改正する場合には、現行の実務においては、複合金融商品適用指針に定める処理を行っている企業が多いと考えられるため、適用初年度の経過的な取扱いに関する論点はないものと考えられる。

なお、仮に権利確定条件付き有償新株予約権を複合金融商品適用指針の適用範囲に含める場合、何らかの追加的な開示を求めるか否かについては、別途、検討が必要と考えられる。

（仮に権利確定条件付き有償新株予約権をストック・オプション会計基準の適用範囲に含める場合）

3. 権利確定条件付き有償新株予約権について、仮にストック・オプション会計基準の適用範囲に含めるために当該会計基準等を改正する場合には、現行の実務における会計処理を踏まえると、適用初年度において経過的な取扱いが論点となる。

具体的には、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「過年度遡及会計基準」という。）によれば、会計基準等で特定の経過的な取扱いを定めなければ、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとなる（過年度遡及会計基準第6項(1)）ため、原則どおり遡及適用を求め、又は何らかの経過的な取扱いを設けるかどうか論点となる（なお、参考までに過年度遡及会計基準の適用日以降に適用されている会計基準等の適用時期に関する取扱いについて、別紙1に記載している）。

4. 上記を踏まえて、何らかの経過的な取扱いを設けるかどうかについて以下の3つの案を検討する。

【案1】当期の財務諸表と併せて表示される過去の財務諸表（以下「比較情報」という。）に遡及適用による影響を反映する。

【案2】適用初年度の期首において、それまでに発行した権利確定条件付き有償新株予約権について新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の期首時点における累積的影響額を、適用初年度の期首の剰余金等に加減する。

【案3】適用日以降に発行した権利確定条件付き有償新株予約権から新たな会計方針を将来に向かって適用する。

（分 析）

5. 権利確定条件付き有償新株予約権は、取引の開始から数年経過している企業が多数あり、新たな会計方針を適用する時点で権利が確定しているものや、これから権利が確定するものなど様々な状況が想定される。このため、既存の取引のケースごとに財務諸表への影響を勘案したうえで、【案1】から【案3】のメリット及びデメリットを分析する。

【案1】比較情報について遡及適用による影響を反映

6. 【案1】による場合、比較情報を作成するために、過年度に業績条件が充足する可能性が高いと判断された有償新株予約権について、業績条件を充足する可能性が高くなった時点で遡及し、見積り直した公正な評価額のうち当該時点までに費用として計上すべきであった額と当初の公正な評価額との差額を報酬費用として認識する必要がある。

なお、比較情報の期首以前に有償新株予約権が行使された場合、遡及して報酬費用として認識した額について、利益剰余金及び資本剰余金を認識することになる。

7. この方法は、当該企業の過年度との比較可能性が担保されるというメリットが挙げられる。
8. 一方で、以下のデメリットが挙げられる。
 - ▶ 業績条件を充足する可能性等について、見積りの要素が入ることから、どの時点で当該可能性が高かったのかを遡って検討することは、実務上困難な可能性がある。
 - ▶ 報酬費用について、過年度に遡って対象勤務期間を基礎とする方法等で按分する必要がある場合、実務上煩雑となる可能性がある。
 - ▶ 比較情報に遡及適用による影響を反映させる場合、過年度における会社法上の分配規制や税務上の課税所得計算に影響を与えるものではないが、他の制度（例：財務制限条項）との関係で影響が生じる可能性があり、実務上不安定となる可能性がある。

【案2】累積的影響額を適用初年度の期首の剰余金で処理

9. 【案2】による場合、適用初年度の直前の期末時点において充足する可能性が高い有償新株予約権について、見積り直した公正な評価額から当初の公正な評価額との差額を利益剰余金として認識することとなる。

なお、適用初年度の直前の期末時点において業績条件が充足する可能性が高くなっていない有償新株予約権について、将来、業績条件が充足する可能性が高くなった場合には、業績条件が充足する可能性が高くなった時点において見直した公正な評価額に基づく額と、当該時点までに計上した額との差額を費用として計上することになる。
10. この方法は、【案1】において比較情報に遡及適用による影響を反映する場合に比べて、実務が簡便であることがメリットとして挙げられる。また、適用初年度以降は、企業間の比較可能性及び当該企業の期間比較可能性が担保される。
11. 一方で、以下のデメリットが挙げられる。
 - ▶ 比較情報において、報酬費用が認識されないことから、過年度との期間比較可能性が阻害される。

- 権利確定条件付き有償新株予約権について複合金融商品適用指針に定める処理を行っている場合、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることによって、他の制度（例：財務制限条項）との関係で影響が生じる可能性があり、将来的に実務上不安定となる可能性がある。

【案3】適用日以降に発行した取引から将来に向かって適用

12. この方法は、3つの案の中で実務上の対応がもっとも簡便であることがメリットとして挙げられる。一方で、以下のデメリットが挙げられる。
- 比較情報において、報酬費用が認識されないことから、過年度との期間比較可能性が阻害される。
 - 適用初年度以降の損益計算書に、適用日以前に発行した取引に係る報酬費用が認識されないことから、企業間の比較可能性が確保されない。

第78回専門委員会及び第325回企業会計基準委員会で聞かれた意見

【案2】累積的影響額を適用初年度の期首の剰余金で処理する方法を支持する意見

（第78回専門委員会で聞かれた意見）

13. 案1を採用し過年度の役員報酬の金額が見直される場合、会社法上の報酬規制について懸念が生じる可能性がある点について、実務上配慮する必要があるものと考えられる。案3を採用すると適用日前に発行した有償新株予約権と適用日後に発行したものとで会計処理が異なり、比較可能性が阻害される。従って、実務を配慮し案2を支持する。
14. 利用者の視点から比較可能性を担保する点で案1を支持したいが、現状200社を超える会社が適用していることに対する配慮が必要であり、過去に遡ることの実務上の負担を勘案すると案2が考えられるのではないかと。同じ商品について、会計基準の適用前後で会計処理が変わる案3は利用者としては支持し難い。

【案3】適用日以降に発行した取引から将来に向かって適用する方法を支持する意見

（第78回専門委員会で聞かれた意見）

15. 新たな会計基準の適用において遡及適用するケースが少ないことや、現行のストック・オプション会計基準の適用時にも会社法の施行日以後に付与されるストック・オプションから適用していたことを考慮すると、適用日以降に発行した取引から新たな会計処理を適用することが適切と考える。
16. 企業にとっては、従来定まっていなかったルールの下で実施していた取引に関して、遡って適用することに負担感が大きいと考える。遡及することを任意に可能とする

選択肢を認めた上で、将来に向かって適用する方法を選択する場合には比較可能性を担保するために開示で補完することが妥当と考える。

17. 現状の実務において、多くは企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という）に従った会計処理を適用していると考え。ストック・オプション会計基準を適用しないことを前提に取引を行っていたことを考慮すると、適用日以降に発行した取引から将来に向かって適用することが妥当と考える。また、比較可能性を担保するために注記は必要であるが、遡及して見積ることは困難であるため、精緻な情報を求めるべきではないと考える。

その他の意見

(第325回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

18. 会計上の取扱いが明確になっていない中で、新規に権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業が増加しており、迅速に議論を行うべきである。また、経過的な取扱いを検討する上では、改正前にかげこみ的な増加が生じないような配慮が必要と考える。

(聞かれた意見を踏まえた分析)

19. 以下では、第325回企業会計基準委員会及び第78回専門委員会において聞かれた意見を踏まえて分析を行う。
20. 「【案1】比較情報について遡及適用による影響を反映」する方法は、当該企業の過年度の財務諸表との比較可能性が向上するメリットが挙げられる。

一方、業績条件が付されている場合に、付与日に失効の可能性を見積ることや、どの時点で失効の見積数に重要な変動が生じたのか等を遡って検討することは、実務上困難な可能性がある。

また、比較情報に遡及適用による影響を反映させる場合、他の制度との関係で影響が生じる可能性があり、実務上不安定となる可能性がある。

権利確定条件付き有償新株予約権については、現在、200社を超える会社が取引を行っており、上記の過去に遡ることの実務上の負担等を勘案すると【案1】を採用することは難しいと考えられるがどうか。

21. 「【案2】累積的影響額を適用初年度の期首の剰余金で処理」する方法は、適用初年度以降は、企業間の比較可能性及び当該企業の期間比較可能性が向上するメリットが挙げられる。

一方、【案1】と同様に、業績条件が付されている場合に、付与日に失効の可能性を見積ることや、どの時点で失効の見積数に重要な変動が生じたのか等を遡って検討することは、実務上困難な可能性がある。

22. 「【案3】適用日以降に発行した取引から将来に向かって適用」する方法は、実務上の対応がもっとも簡便であることがメリットとして挙げられる。また、実務上不安定となる可能性を回避することができると考えられる。

一方、比較情報において、報酬費用が認識されないことから、過年度との期間比較可能性が阻害されることや、適用初年度以降の損益計算書に、適用日以前に発行した取引に係る報酬費用が認識されないことから、企業間の比較可能性が確保されないこと、また、ストック・オプション会計基準等が改正される前に当該取引がかきこみ的に増加する可能性があることがデメリットとして挙げられる。

この点、適用日前に発行した権利確定条件付き有償新株予約権について、仮にストック・オプション会計基準を適用すると仮定した場合の、適用初年度及び当該年度以降の事業年度における財務諸表に与える影響（例えば、報酬費用の計上額等）を、付与日の単価を適切に見積った上で追加的に開示することが可能であれば、当該情報は有用なものとなり、企業間の比較可能性を補うことができると考えられる。ただし、当該新株予約権の付与日における単価を過去に遡って見積る場合、株価変動性等必要となるデータの入手等が実務上困難な可能性がある。

23. 以上を踏まえると、【案1】から【案3】のうち【案1】を採用することは難しいと考えられるがどうか。【案2】又は【案3】のいずれかの経過的な取扱いを設けるにあたっては、以下がポイントになると考えられる。

➤ 情報の有用性・・・【案2】の場合は、適用初年度以降、企業間の比較可能性及び当該企業の期間比較可能性が確保されるが、【案3】の場合は企業間の比較可能性も当該企業の期間比較可能性も確保されず、情報の有用性が【案2】よりも低下する。

- 測定の困難さ・・・【案2】の場合は付与日における失効可能性や業績条件を充足する可能性等について、見積りの要素が入ることから、実務上測定が困難な可能性がある。【案3】の場合は実務上の対応が簡便である。なお、【案3】の情報の有用性を補うために追加的な開示を行うことも考えられるが、付与日における単価を過去に遡って見積ることについて実務上測定が困難な可能性がある。
- 実務上の不安定性・・・【案2】の場合は比較情報に遡及適用による影響を反映させないものの、他の制度との関係で影響が生じる可能性があり、将来的に実務上不安定となる可能性がある。

ディスカッション・ポイント

- ・ 【案1】から【案3】のうち、【案1】を採用することは難しいと考える事務局の分析について、ご意見を頂きたい。

以 上

(別紙1)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用日以降に適用されている会計基準等の適用時期

次の表は、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用¹以降に公表された会計基準等の公表日、会計基準等の名称及び適用時期を示している。なお、備考欄には改正の概要を示している。

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
平成 27 年 3 月 26 日	改正企業会計基準第 1 号「自己株式及び 準備金の額の減少等 に関する会計基準」 等	公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。	単体開示の簡素化に伴う基準の改正
平成 27 年 3 月 26 日	改正企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」	公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。	複数事業主制度の注記事項に関する改正
平成 27 年 3 月 26 日	改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表 作成における在外子 会社の会計処理に関 する当面の取扱い」	平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。ただし、今回の改正により削除された「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いを除き、平成 27 年改正実務対応報告公表後最初に終了する連結会計年度の期首から適用することができる。 早期適用する場合、連結会計年度中の第 2 四半期連結会計期間以降から	主に米国会計基準においてのれんの取扱いが改正されたことによる改正

¹ 平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用されている。

審議事項(7)-4
PI-7 2015-18

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
		も適用することができる。この場合であっても、上記の経過的な取扱いは、連結会計年度の期首に遡って適用する。	
平成 27 年 3 月 11 日	改正実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」	公表日以後適用する。	契約変更時の借手の会計上の取扱いを定める改正
平成 27 年 1 月 16 日	改正実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」等	公表日以後適用する。なお、その適用については、会計方針の変更とは取り扱わない。	地方法人税が創設されたことに伴う改正
平成 26 年 6 月 30 日	実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」	公表日以後適用する。	日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に基づき実施する新たなスキームによるリース取引の会計処理を定める新たな実務対応報告の公表
平成 26 年 5 月 16 日	改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸	平成 25 年改正企業結合会計基準の暫定的な会計処理の確定の取扱いに係る事項の適用時期と同様とする。	平成 25 年改正企業結合会計基準（平成 25

審議事項(7)-4
PI-7 2015-18

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
	表に関する会計基準」等		年9月13日公表) 参照
平成25年 12月25日	実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」	<p>平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、本実務対応報告公表後最初に終了する事業年度の期首又は四半期会計期間の期首から適用することができる。</p> <p>なお、本実務対応報告の適用初年度の期首（本実務対応報告公表後最初に終了する四半期会計期間の期首から適用した場合は当該四半期会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理については、本実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができる。この場合、各期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、以下を注記する。なお、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができる。</p> <p>(1) 取引の概要</p> <p>(2) 当該取引について、従来採用していた方法により会計処理を行っている旨</p> <p>(3) 信託が保有する自社の株式に関する以下の事項</p> <p>① 信託における帳簿価額</p> <p>② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か。</p> <p>③ 期末株式数及び期中平均株式数</p> <p>④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か。</p>	従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引等引に関する会計処理及び開示を定める新たな実務対応報告の公表
平成25年	改正企業会計基準第	(1) 連結会計基準第39項の表示方法に係る事項については、平成27年4	主に下記を改正

審議事項(7)-4
PI-7 2015-18

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
9月13日	21号「企業結合に関する会計基準」等	<p>月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用するものとし、早期適用は認めない。なお、当期の連結財務諸表に併せて表示されている過去の連結財務諸表の組替えを行う。</p> <p>(2) 上記以外の事項（子会社株式の追加取得等の会計処理、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱い）については、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（暫定的な会計処理の確定の取扱いは平成27年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合）から適用する。ただし、連結会計基準第39項の表示方法に係る事項を除くすべての取扱いを同時に適用する場合には、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首（暫定的な会計処理の確定の取扱いは平成26年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される企業結合）から適用することができる。</p> <p>(3) (2)の適用にあたっては、非支配株主との取引及び取得関連費用に関する定めについて過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の、適用初年度の期首時点の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</p> <p>(4) (3)によらず、本会計基準が定める新たな会計方針を、適用初年度の期首から将来にわたって適用することができる。</p>	<p>①非支配株主持分の取扱い（支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動や当期純利益の表示等を改正）</p> <p>②取得関連費用の取扱い</p> <p>③暫定的な会計処理の確定の取扱い</p>
平成24年6月29日	改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」等	公表日以後適用する。	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の個別財務諸表への適用

公表日	会計基準等の名称	適用時期			備考			
平成 24 年 5 月 17 日	企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="701 320 1032 365">項 目</th> <th data-bbox="1032 320 1357 365">適用時期</th> <th data-bbox="1357 320 1682 365">適用方法</th> </tr> </thead> </table>			項 目	適用時期	適用方法	項目参照
		項 目	適用時期	適用方法				
		(1) 下記(2)を除くすべて（前掲「本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点」(1)及び(3)など）	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。早期適用として、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、純資産の部における退職給付に係る調整累計額（その他の包括利益累計額）に加減する。				
(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し並びに複数事業主制度の定めなど（前掲「本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点」(2)及び(4)）	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。なお、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することも認める。早期適用として、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減する。						

審議事項(7)-4
PI-7 2015-18

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
		上記(2)の適用にあたっては、その適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式基準を選択することができる（前掲「本会計基準等による改正前会計基準等からの主な変更点」(2)①）。	
平成 24 年 3 月 16 日	実務対応報告第 29 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い」	本実務対応報告は、改正法人税法等の公布日（平成 23 年 12 月 2 日）を含む事業年度の翌事業年度に係る第 1 四半期会計期間から適用される。本実務対応報告の適用については会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。	平成 23 年 12 月 2 日に、改正法人税法及び復興財源確保法が公布されたことに伴う税率が変更された事業年度の翌事業年度の税金費用についての実務対応報告の公表
平成 24 年 1 月 20 日	実務対応報告第 28 号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」	本実務対応報告は、改正法人税法等の公布日を含む事業年度に係る四半期会計期間のうち、改正法人税法等の公布日以後に終了する四半期会計期間に適用される。なお、改正法人税法等の公布日以後で、本実務対応報告の公表日前に終了した四半期会計期間についても適用となる。 ただし、Q3 の取扱いは、改正法人税法等の公布日以後に最初に終了する四半期会計期間のみに適用される。 本実務対応報告の適用については会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。 なお、税率変更に係る会計処理の結果、四半期財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められるなど、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項であると考えられる場合には、その旨及び影響額を注記する。影響額の注記にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合	平成 23 年 12 月 2 日に、改正法人税法及び復興財源確保法が公布されたことに伴う四半期会計期間中の税率の変更等に伴う実務対応報告の公表

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
		には、概算額によって注記することもできる（四半期適用指針第 80 項）。	
平成 23 年 3 月 25 日	改正企業会計基準第 22 号「連結財務諸表 に関する会計基準」 等	<p>平成 25 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。なお、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができる。ただし、この場合には本会計基準等をすべて同時に適用する必要がある。</p> <p>適用初年度における経過的な取扱いとして、適用により新たに連結に含められる子会社については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 適用初年度の期首において子会社に関する資産、負債及び少数株主持分を連結財務諸表上の適正な帳簿価額（過年度において企業会計基準第 22 号が適用されていたのであれば、支配を獲得したものとみなされる日以降、当該子会社を連結の範囲に含めていたものとして算定した資産、負債及び少数株主持分の金額）により評価する。親会社の連結財務諸表上、適正な帳簿価額で評価された当該子会社に関する資産、負債及び少数株主持分の純額と親会社が保有する当該子会社に対する投資との差額は、適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減する。</p> <p>(2) ただし、適用初年度の期首において、当該子会社に関する資産及び負債のすべてを時価により評価することができる。この場合、当該子会社に関する資産及び負債の純額のうち少数株主に帰属する部分は少数株主持分として処理し、親会社に帰属する部分と親会社が保有する当該子会社に対する投資との差額は、適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減する。</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の定めは、企業会計基準第 22 号の適用により新た</p>	連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点について短期的な改善に関する会計基準等の改正

審議事項(7)-4
PI-7 2015-18

公表日	会計基準等の名称	適用時期	備考
		に連結の範囲に含まれるすべての子会社に一律に適用することとする が、いずれか一方の取扱いを一律に適用することが困難な子会社がある場 合には、(1)及び(2)の定めのうち、他の子会社に適用した方法と異なる方 法を適用することができる。	
平成 23 年 3 月 25 日	改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸 表に関する会計基 準」等	平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第 1 四半期 会計期間から適用する。	①四半期財務諸表の 範囲)、②四半期財務 諸表等の開示対象期 間及び③注記事項の 見直しを伴う改正

以 上

(別紙2)

ストック・オプション会計基準を適用した場合の注記

ストック・オプション会計基準第16項では、下記の注記が求められている。

16. 次の事項を注記する。

- (1) 本会計基準の適用による財務諸表への影響額
- (2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）。なお、対象となるストック・オプションには、適用開始より前に付与されたものを含む（第17項）。
- (3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
- (4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法
- (5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合（第13項）には、当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額及び各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額（第60項から第63項）
- (6) スtock・オプションの条件変更の状況
- (7) 自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した根拠（第29項）

財貨又はサービスの対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる取引（ストック・オプションを付与する取引を除く。）についても、ストック・オプションを付与する取引に準じて、該当する事項を注記する。

以上